

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

歯科技工士法の改正に伴い、同法で使用する用語を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十一年九月一日から施行することとした。